

1 類管及び 2 類管の管取付け物に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

1 類管及び 2 類管の管取付け物に関する事項

改正理由

現行の鋼船規則検査要領 D 編において、1 類管及び 2 類管に用いられる管取付け物のうち、呼び径 100A 未満のものに限り、JIS 規格に適合したものを使用することを認めている。

これに対し、関連業界からは耐圧部ではない管フランジについては、呼び径に関わらず JIS 等の国家規格品の使用を認めることができないかとの要望を受けている。

今般、製造技術の進歩に伴う材料の信頼性の向上及び他船級協会の使用実績を勘案し、1 類管及び 2 類管に用いられる管取付け物のうち、呼び径 100A 以上の管フランジについても、JIS 規格に適合したものの使用を認めることができるよう、関連規定を改めた。

改正内容

1 類管及び 2 類管に用いられる管取付け物のうち、呼び径 100A 以上の管フランジについても JIS 等の国家規格品の使用を認めることができるよう、関連規定を改めた。